

議案第24号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物）</p> <p>第3条の2 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、その敷地が対象地域の内外にわたる建築物（その全部が対象地域内にあるものに限る。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める構造としなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する建築物 耐火建築物等</p> <p>〔ア・イ 略〕</p> <p>ウ 建蔽率が次に掲げる数値の合計（以下「10分の6に代わる数値」という。）を超え、10分の8に代わる数値以下の建築物（特定敷地内建築物を除く。）で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>〔ア〕 略</p> <p>(イ) <u>法第53条第1項の規定による対象地域外の地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度</u>（次の表の左欄に</p>	<p>（耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない建築物）</p> <p>第3条の2 〔同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>〔ア・イ 同左〕</p> <p>ウ 〔同左〕</p> <p>〔ア〕 同左</p> <p>(イ) <u>次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値</u>に対象地域外敷地部分の面積の敷</p>

掲げる場合にあつては、同表の右欄に掲げる数値)に対象地域外敷地部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た数値

対象地域外敷地部分の全部が防火地域（法第53条第1項第2号の規定による建築物の建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。）にある場合	[略]
[略]	

[エ 略]

[(2) 略]

3 前2項の規定は、法第61条第1項ただし書の規定の適用を受ける建築物には適用しない。

4 第1項及び第2項に規定する基準の適用
上1の建築物であっても建築基準法施行令
(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)
第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

5 建築物が対象地域の内外にわたる場合（建築物が対象地域と防火地域にわたるときを除く。）においては、その全部について前3項の規定を適用する。ただし、その建築物が対象地域外において防火壁で区画さ

地面積に対する割合を乗じて得た数値

対象地域外敷地部分の全部が防火地域（法第53条第1項第2号の規定による建築物の限度が10分の8とされている地域に限る。以下「特定防火地域」という。）にある場合	[同左]
[同左]	

[エ 同左]

[(2) 同左]

3 前2項の規定は、法第61条ただし書の規定の適用を受ける建築物には適用しない。

[新設]

4 建築物が対象地域の内外にわたる場合（建築物が対象地域と防火地域にわたるときを除く。）においては、その全部について前2項の規定を適用する。ただし、その建築物が対象地域外において防火壁で区画さ

れている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

6 [略]

7 前項の規定にかかわらず、建築物が対象地域と防火地域にわたる場合であって、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分について第2項から第4項までの規定を適用する。ただし、当該防火壁外の部分が対象地域の内外にわたる場合であって、その防火壁外の部分が対象地域外において当該防火壁以外の防火壁で更に区画されているときは、当該区画されている防火壁外の部分については、この限りでない。

(個室ビデオ店等に係る制限の附加)

第3条の3 法別表第1 (い) 欄(4)項に掲げる遊技場のうち、次に掲げる用途に供するもの(以下「個室ビデオ店等」という。)における客用に供する屋内に設ける階段及びその踊場(直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の地階におけるものに限る。)の幅は、令第23条第1項の表の(4)の規定にかかわらず、90センチメートル以上でなければならない。

[(1)~(4) 略]

[2・3 略]

4 主要構造部が準耐火構造である建築物

れている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

5 [同左]

6 前項の規定にかかわらず、建築物が対象地域と防火地域にわたる場合であって、その建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分について第2項及び第3項の規定を適用する。ただし、当該防火壁外の部分が対象地域の内外にわたる場合であって、その防火壁外の部分が対象地域外において当該防火壁以外の防火壁で更に区画されているときは、当該区画されている防火壁外の部分については、この限りでない。

(個室ビデオ店等に係る制限の附加)

第3条の3 法別表第1 (い) 欄(4)項に掲げる遊技場のうち、次に掲げる用途に供するもの(以下「個室ビデオ店等」という。)における客用に供する屋内に設ける階段及びその踊場(直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の地階におけるものに限る。)の幅は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第23条第1項の表の(4)の規定にかかわらず、90センチメートル以上でなければならない。

[(1)~(4) 同左]

[2・3 同左]

4 主要構造部が準耐火構造である建築物又

(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは「200平方メートル」とする。

- 5 第3項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

[6・7 略]

(手数料)

第6条 確認申請等（法の規定に基づく確認の申請及び法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。以下同じ。）に対する審査（指定確認検査機関が行うものを除く。）で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその確認申請等をする者から徴収する。ただし、市規則で定める磁気ディスク等による確認申請等にあつては、当該額から2,000円を減じた額の手数料を徴収する。

は不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあるのは「200平方メートル」とする。

- 5 第3項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

[6・7 同左]

(手数料)

第6条 [同左]

〔(1) 略〕

(2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事等が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に定める額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額

〔(3)・(4) 略〕

〔2 略〕

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

〔(1) 同左〕

(2) 建築物に係る確認申請等に対する審査のうち、法第6条の3第1項ただし書に規定する建築主事が行う同項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を含むもの 前号に定める額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額

〔(3)・(4) 同左〕

〔2 同左〕

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。）に適合させなければならない特定建築物（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）に係る前項第1号又は第2号に掲げる完了検査申請等に関する検査については、同項第1号又は第2号に定めるもののほか、1件につき、別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料をその完了検査申請等をする者から徴収する。

<p>[4～7 略]</p> <p>別表第10（第6条関係）</p> <p>[(1)～(29) 略]</p> <p><u>(30)</u> <u>令第137条の12第6項の規定に基づく</u> <u>建築物の敷地と道路との関係に関する制</u> <u>限の適用除外に係る認定の申請に対する</u> <u>審査 27,000円</u></p> <p><u>(31)</u> <u>令第137条の12第7項の規定に基づく</u> <u>道路内の建築に関する制限の適用除外に</u> <u>係る認定の申請に対する審査 27,000円</u></p> <p><u>(32)</u>・<u>(33)</u> [略]</p>	<p>[4～7 同左]</p> <p>別表第10（第6条関係）</p> <p>[(1)～(29) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(30)</u>・<u>(31)</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

建築基準法等の一部改正に伴い、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び準工業地域の区域内の建築物の構造に関して附加する防火上必要な制限の内容等を改め、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。